

登記情報システム等に障害が発生した場合における オンライン申請の受付年月日の修正の流れ

システム障害発生

民事第二課長・商事課長

オンライン申請の申請情報等が登記・供託オンライン申請システムに提供等されたものの、提供日において受付の処理がされなかった**登記申請（対象オンライン申請）**があるときは、個々のオンライン申請の受付年月日の**修正措置の要否を確認すべきことを登記官に通知**

登記官

対象オンライン申請が以下の要件の**いずれかを満たすときは**、受付年月日を提供日に修正する措置を講ずる

- 対象オンライン申請が「到達・受付待ち」等の状態となり、提供日の翌日以降に受付の処理がされたとき
- 対象オンライン申請が「中止／却下」等の状態となり、受付の処理がされなかった場合において、システム障害が解消された日の翌日までに、「その他事項欄」に受付年月日の修正を希望する旨を記載の上、対象オンライン申請と同一の内容のオンライン申請を改めてしたとき

登記官

申請人が受付年月日の修正措置を**希望しない場合**には、修正措置を講ずることなく処理

登記官

受付年月日の修正措置を講ずる**対象オンライン申請について**、以下のとおり**対応**

- 電子申請管理用紙の余白に、「システム障害により年月日受付として処理」と朱書き
- 登記記録の記入に際し、修正後の受付年月日（提供日）を記録
- 受付帳に記入すべき受付年月日については提供日への修正不要

利用者への周知

<周知内容>

- 対象オンライン申請があると認められること
- 受付年月日の修正措置を講ずるための要件

<周知媒体>

- 登記・供託オンライン申請システムのホームページ
- 申請用総合ソフト「重要なお知らせ」欄
- 法務局ホームページ及びX

留意点

同一不動産又は会社・法人について複数の異なる内容の申請がされた場合

- ・ 内容が相互に**矛盾しない**とき
→受付番号の順に処理
- ・ 内容が相互に**矛盾する**とき
→本省と要調整